

第五回國會 建設委員會 議錄 第十八号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 江崎 直澄君

理事 内藤 隆君

理事 前田榮之助君

理事 池田 峯雄君

越智 茂君

高田 彌市君

三池 信君

上林與市郎君

笹森 順造君

出席政府委員

運輸 技 官 須田 皖次君

(海上保安廳水路局長)

建設政務次官 内海 安吉君

(建設大臣官房長)

建設政務官 澁江 操一君

(建設大臣官房長)

建設政務官 武藤 勝彦君

(建設省地理調査所長)

委員外の出席者

建設事務官 伊藤 大三君

(建設省河川局長)

建設省道路局長 落合 林吉君

(建設省道路局長)

専門 員 西畑 正倫君

専門 員 田中 義一君

五月十三日

委員天野公義君辭任につき、その補

欠として今村忠助君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

松井豊吉君が理事に補欠当選した。

五月十二日

測量法案(内閣提出第九一號)(參議

院送付)

第一類第十六号 建設委員會議錄

第十八号 昭和二十四年五月十三日

同日

櫻谷川砂防工事施行の請願(岡田五

郎君紹介)(第一六一九號)

松本、高山間縣道を國道に編入の請

願(岡村利右衛門君紹介)(第一六二

二號)

山田川外三河川砂防工事施行に關す

る請願外三件(吉田吉太郎君紹介)

(第一六二七號)

手取川改修促進の請願外十八件(梨

木作次郎君外一名紹介)(第一六二九

號)

番匠川改修工事施行の請願(村上勇

君紹介)(第一六四四號)

大分川改修工事継続の請願(村上勇

君外四名紹介)(第一六五五號)

姫川砂防工事施行の請願(今村忠助

君紹介)(第一六五六號)

塩尻峠に隧道開設の請願(今村忠助

君外一名紹介)(第一六六三號)

長地、岡谷間道路改修の請願(今村

忠助君外一名紹介)(第一六六六號)

下諏訪、丸子間道路改修並びに和田

峠に隧道開設の請願(林百郎君外一

名紹介)(第一六六七號)

落合、今井間道路改修の請願(林百

郎君外一名紹介)(第一六六八號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

小委員會設置に關する件

小委員及び小委員長選任に關する件

測量法案(内閣提出第九一號)(參議

院送付)

請願

一 太田川及び原野谷川改修費國庫補

助の請願(足立篤郎君紹介)(第一一

二 猪名川改修工事施行の請願(原健

三郎君紹介)(第四四號)

三 大沢田川砂防工事施行の請願(野

原正勝君外二名紹介)(第八八號)

四 豊平川治水工事完成促進の請願

(宇野秀次郎君外十一名紹介)(第一

〇號)

五 山國川水系に國道轉砂防工事施行

の請願(福田喜東君紹介)(第一七號)

六 角井川砂防工事施行の請願(大橋

武夫君外一名紹介)(第二〇號)

七 藤本川砂防工事施行の請願(大橋

武夫君外一名紹介)(第二一號)

八 稗原川砂防工事施行の請願(大橋

武夫君紹介)(第二二號)

九 半場川砂防工事施行の請願(大橋

武夫君紹介)(第二三號)

一〇 祖父谷川砂防工事施行の請願

(大橋武夫君紹介)(第二四號)

一一 廣島縣内の道路改修促進の請願

(宮原幸三郎君外一名紹介)(第二六

號)

一二 吳市の復興土地區画整理事業費

國庫補助増額の請願(宮原幸三郎君

紹介)(第二八號)

一三 大崎、鹿兒島間道路改修促進の

請願(上林榮吉君紹介)(第三〇號)

一四 山口縣の災害復旧土木事業費國

庫補助増額の請願(青柳一郎君紹介)

(第三三號)

一五 木屋川河水統制事業施行促進の

請願(青柳一郎君紹介)(第三三號)

一六 松尾川砂防工事施行の請願(大

村清一君紹介)(第三四號)

一七 由宇川改修工事促進の請願(青

柳一郎君紹介)(第三六號)

一八 倉尾村に砂防工事施行の請願

(阿左美廣治君紹介)(第三八號)

一九 村山野川及び白水川上流改修工

事施行の請願(牧野寛榮君紹介)(第

四三三號)

二〇 岡山縣下の河川に砂防工事施行

の請願外三十二件(大村清一君紹介)

(第四八號)

二一 中津、飯田間道路改修の請願

(平野三郎君紹介)(第四九號)

二二 金山峠トンネル開設の請願(河

口陽一君紹介)(第五九號)

二三 都賀青山第二共同住宅改善に關

する請願(船田亨二君紹介)(第六四

號)

二四 黒部川改修工事促進の請願(鍛

冶良作君紹介)(第六六號)

二五 富田川の治水工事施行の請願

(早川崇君紹介)(第六九號)

二六 東沢村地内馬見ヶ崎川砂防工事

施行の請願(松浦東介君紹介)(第七

一號)

二七 伊座敷、大泊間縣道全通促進の

請願(前田郁君紹介)(第八二號)

二八 今切川口の浸灌及び砂防工事施

行の請願(柏原義則君紹介)(第八三

號)

二九 庶民住宅建設助成に關する請願

(川野芳滿君外四名紹介)(第九〇號)

三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

(三〇 魚野川災害復旧工事施行の請願

義則君紹介)(第一一九號)

三三 新潟、富山間縣道改修の請願

(塚田十一郎君紹介)(第一二二號)

三四 可愛川水系各河川改修の請願

(船越弘君紹介)(第一二三號)

三五 阿武隅川下流改修工事に關する

請願(庄司一郎君紹介)(第一二三號)

三六 勝田町地内の道路開設費國庫補

助の請願(塚原俊郎君紹介)(第一二

六號)

三七 花尾峠トンネル開設の請願(川

野芳滿君外四名紹介)(第一四一號)

三八 大淀堤提調查費増額の請願(川

野芳滿君外四名紹介)(第一四二號)

三九 武庫川上流改修工事促進の請願

(原健三郎君紹介)(第一五一號)

四〇 大仁町地先の狩野川改修工事繼

続促進の請願(島山鶴吉君紹介)(第

一五六號)

四一 川井村地内の閉伊川切替工事施

行の請願(山本猛夫君紹介)(第一六

四號)

四二 淀川及び大和川改修工事施行の

請願(淺香忠雄君紹介)(第一七七號)

四三 豊橋、富山間道路を國道に編入

の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一

八六號)

四四 國道二十三號線改修促進の請願

(島田末信君紹介)(第一八八號)

四五 豊富村の石炭輸送道路改修並び

に開設の請願(玉置信一君外一名紹

介)(第一九〇號)

四六 赤石、神崎間道路開設の請願

(小川原政信君紹介)(第一九二號)

四七 当別川、東土場間海岸道路開設

の請願(小川原政信君紹介)(第一九

三號)

第一類第十六号 建設委員會議錄

第十八号 昭和二十四年五月十三日

第一類第十六号 建設委員會議錄

第十八号 昭和二十四年五月十三日

一二四 姫川改修に関する請願(植原悦二郎君外一名紹介)(第八三六号)
一二五 町村道中通線改修工事継続施行の請願(吉武惠市君紹介)(第八三七号)
一二六 岩井川村地内の五ヶ瀬川護岸工事施行の請願(佐藤重遠君紹介)(第八三九号)
一二七 戦災都市復興事業費助成に関する請願(瀬戸山三男君外五名紹介)(第八七二号)
一二八 網走川等治水工事継続施行の請願(松田鐵藏君紹介)(第八七三号)
一二九 美瑛川護岸工事促進の請願(林好次君紹介)(第八七五号)
一三〇 北海道中小河川の治水方式に関する請願(林好次君紹介)(第八七六号)
一三一 姫川改修に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第八七七号)
一三二 由良川堰堤工事再開の請願(前尾繁三郎君紹介)(第八七八号)
一三三 瀬谷の砂防及び水路開設工事施行の請願(松澤兼人君外一名紹介)(第八八〇号)
一三四 富士橋改修促進の請願(深澤義守君外二名紹介)(第八八一号)
一三五 阿武隈川下流築堤工事促進の請願(庄司一郎君紹介)(第八八三号)
一三六 阿寒國立公園内幹線道路幅員拡張並びに改修の請願(伊藤郷一君紹介)(第八八四号)
一三七 高岡より佛生寺村を経て久目村觸坂に至る縣道一部改修の請願(土倉宗明君紹介)(第八六七号)
一三八 小田川と高梁川の合流地点變更に関する請願(橋本龍伍君外九名紹介)(第九六八号)

一三九 國道二十三号線改修継続の請願(田萬廣文君外一名紹介)(第九六九号)
一四〇 門司市櫻トネル開通促進の請願(福田昌子君紹介)(第九七〇号)
一四一 七北田川災害復旧工事促進並びに河口改修の請願(千葉三郎君外一名紹介)(第九七一号)
一四二 筑川災害復旧工事並びに完全改修の請願(千葉三郎君外一名紹介)(第九七二号)
一四三 名取川災害復旧並びに護岸工事施行の請願(千葉三郎君外一名紹介)(第九七三号)
一四四 廣瀬川災害復旧並びに護岸工事施行の請願(千葉三郎君外一名紹介)(第九七四号)
一四五 若松、戸畑間海底トネル工事施行の請願(福田昌子君紹介)(第九六六号)
一四六 梅田川の災害復旧工事並びに完全改修の請願(千葉三郎君外一名紹介)(第九九九号)
一四七 志和、廣島間道路開設の請願(中川俊思君紹介)(第一〇二二号)
一四八 矢島、島間間道改修の請願(村上清治君紹介)(第一〇二二号)
一四九 関東地方の災害復旧費助成に関する請願(春日正二君外二名紹介)(第一〇三三号)
一五〇 野之瀬川の災害復興費融資に関する請願(深澤義守君紹介)(第一〇四二号)
一五一 勝沼、大月線を國道に編入並びに改修の請願(深澤義守君紹介)(第一〇四六号)
一五二 北上川改修の請願(野原正勝君外五名紹介)(第一〇四七号)
一五三 富士橋改修促進の請願(天野

久君外二名紹介)(第一〇四八号)
一五四 石狩、苫小牧間内陸運河開設及び運河地帯の渾濁干拓に関する請願(宇野秀次郎君外三名紹介)(第一〇五六号)
一五五 一箕村地内不動川砂防工事促進の請願(大和田義榮君紹介)(第一〇七二号)
一五六 磐井川上流砂防工事促進の請願(高田彌市君外五名紹介)(第一〇七九号)
一五七 北上川改修並びに災害復旧促進の請願(小澤佐重喜君外五名紹介)(第一〇八〇号)
一五八 幕別、池田間の十勝川に橋梁架設の請願(高倉定助君外一名紹介)(第一〇八二号)
一五九 川内地方の災害復旧事業促進に関する請願(石原登君紹介)(第一〇九〇号)
一六〇 斐伊川治水工事施行の請願(木村小左衛門君外三名紹介)(第一〇一〇号)
一六一 兵庫縣の庶民向貸住宅増築に関する請願(鹽田賀四郎君紹介)(第一一二三三号)
一六二 板橋町の区画整理に関する請願(松井豐吉君紹介)(第一一二三四号)
一六三 表生駒山系砂防工事施行の請願(松永佛骨君紹介)(第一一二三九号)
一六四 遠賀川堤防補強工事費國庫補助増額の請願(田代文久君外一名紹介)(第一一五六号)
一六五 阿武隈川築堤工事延長の請願(大内一郎君紹介)(第一一九八号)
一六六 安倍川改修工事継続施行に関する請願(西村直巳君外一名紹介)(第一一九九号)
一六七 三宅島の災害復旧及び堰堤工

事費國庫補助の請願(菊池義郎君紹介)(第一二二五号)
一六八 滑河、金江津間の利根川に橋梁架設の請願(橋本登美三郎君外二名紹介)(第一二二六号)
一六九 肱川砂防工事促進に関する請願(小西英雄君紹介)(第一二二八号)
一七〇 道路の整備改善に関する請願(白井佐吉君外五名紹介)(第一二二九号)
一七一 新四ツ木橋架設工事促進の請願(中島守利君外一名紹介)(第一二三〇号)
一七二 神奈川縣下の砂防工事費國庫補助増額の請願(小金義照君紹介)(第一二三二二号)
一七三 阿曾布村の開拓道路開設の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一二三二二号)
一七四 渡良瀬川上流改修工事費國庫補助増額の請願(石田博英君外一名紹介)(第一二五六号)
一七五 和歌山縣下の戦災都市区画整理事業費國庫補助増額の請願(世耕弘一君紹介)(第一二五八号)
一七六 菅生沼沿岸築堤工事促進の請願(小野瀬忠兵衛君紹介)(第一二二六〇号)
一七七 種子島の産業道路開設の請願(岩川與助君紹介)(第一二二七九号)
一七八 福田谷川砂防工事継続施行の請願(有田喜一君紹介)(第一二二八〇号)
一七九 戦災都市の土地区画整理事業予算増額に関する請願(岩川與助君紹介)(第一三〇五号)
一八〇 二俣村梨木に閘門架設の請願(内海安吉君紹介)(第一三〇八号)
一八一 高千穂溪谷に鉄橋架設の請願

(佐藤重遠君外七名紹介)(第一三〇九号)
一八二 名古屋、新瀉間道路を國道に編入の請願(今村忠助君紹介)(第一三一〇号)
一八三 縣道森、大居線の整道開設工事継続の請願(足立篤郎君外二名紹介)(第一三六九号)
一八四 赤岡町海岸に防波堤架設の請願(長野長廣君紹介)(第一三七二二号)
一八五 仁西村地内の仁淀川堤防補強工事施行の請願(長野長廣君紹介)(第一三七二二号)
一八六 伊野より清水、本川を経て川之江に至る國道開設の請願(長野長廣君紹介)(第一三七三三号)
一八七 物部川ダム築設による立退補償に関する請願(長野長廣君紹介)(第一三七四号)
一八八 那珂川水害対策に関する請願(山崎猛君紹介)(第一四四八号)
一八九 天龍川西岸堤防修築促進の請願(中村幸八君外一名紹介)(第一四五〇号)
一九〇 渡良瀬川護岸工事施行の請願(森下孝君紹介)(第一四五一号)
一九一 矢部川綜合開発に関する請願(甲木保君紹介)(第一四五二二号)
一九二 國道二号線變更に関する請願(大上司君紹介)(第一四五三三号)
一九三 大呼戸橋を鉄橋に架替の請願(天野久君紹介)(第一四五四号)
一九四 豊井村上今井地内の千曲川に橋梁架設の請願(小坂善太郎君紹介)(第一四五五号)
一九五 谷田川改修の請願(増田連也君外四名紹介)(第一四六一号)
一九六 矢作橋架替に関する請願(三宅則義君紹介)(第一四六二二号)

う思へるけれども、しかしそういう條文に區別を使うことは、日本の法治國の法令として不統一であり、こ

れは不適当な法文だとわれ／＼は見るわけなのであります。そう形のかわつたものを、何ゆゑにこしらえたかという根本的な理由をお聞かせ願ひたいと思います。

○内海政府委員　ごもつともな御質問であります。建設省といたしましては、建設業法の制定にあたりましては、また測量法の制定にあたりましては、その点については十分注意を拂つ

たのであります。ところが建設業法の技術者の資格につきては、また測量士の資格等につきては、実はその筋の注意もありましたので、一方の測量士についてはこの程度の教養を持ち、

あるいは経験をもつて足る、また一方の技術者の方面につきましては、やはり経験なり学識なりが、あの程度をもつて足るといつたような、一つの示唆があつたものでありまして、実はかよ

うな結果になったのであります。御了承願います。

○前田(榮委員) 今の御答弁はきわめて不満足な御答弁なのであります。ある筋からの示唆があるということでは

は、われ／＼立法院におるものといったしましては、承服できないのであります。日本政府であり——これが國際的に重大なる關係があるものならば、これは現在の置かれておる日本の立場

といなしましては、そう強くも言われぬことがあることは、これはやむを得ないと思いますが、このくらいの條文を、こんな不統一なことは日本政府はできませんと、日本の國民を代表する

4

いて御了解願いたいと考えるわけでございします。

○前田(榮)委員 ただいまの御答弁の中で、前から不満だと言つておられるのは、なるほど國內法による資格條件ばかりでなしに、他の條件も加えなければならぬといふことは、私は測量法の條件については賛成なんです、ただそうだとすれば、建設法にも國內法による資格以外のもを加える必要があるのでないか。測量法に必要なものならば、建設法にも当然必要になつて来るから、これが統一をはかることが必要だ、私はその点を申し上げておるだけであります。しかしこの点の御答弁は、大体あなたの方のお氣持はわかりましたので、私は不足の意を表して、質問はこの程度に打ち切ります。

○松井委員長代理 池田君。
○池田(肇)委員 今、農地改良法が本会を通りまして、全國にわたつて相当大規模な農地の測量が始まらなければならぬといふ場合、これは一体公共事業に入るのですか、その他の公共測量に入るのですか。その他の公共測量の方に入るのですか。その点ひとつ御説明願いたい。

○池田(肇)委員 農地改良法は測量の問題につきまして御質問がございした、この法案の中に書いてありますように、局地的な測量その他は、これは公共測量としてもその他の測量としても、一應この法案の対象からはずしておるのでございまして、その農地の測量をどの程度にやるかによつて、これを公共測量として取扱うか扱わないかといふような問題になるかと存じます。

○池田(肇)委員 だから私は先ほどから農地改良法によるやうな大規模な耕地整理といふやうなものが行われるのですから、おそらくこれは一村全体の農地の改良といふやうなことが行われると予想せられる。やういふ場合どうなるかといふことを聞いておるのであります。

○武藤(勝)政府委員 農地改革でやる測量がどの程度のものかまだ私存じておりませんが、非常に面積を統一して大きなものをおやりになるといふことであります。これは当然公共測量の範囲に入るべきだと私は考えます。ただそれがごく狭い範囲のものであります。これは除外すべきだと考えております。

○池田(肇)委員 すると狭い場合と廣い場合の別は大體どのくらいのことろを考えていますか。

○武藤(勝)政府委員 お答え申し上げます。現在地理調査所においております標石は約四キロ、一里くらいの間隔で置いてございします。従つてそれを有効に利用できるやうな面積を持つていけるものには、当然公共測量としてそれを活用する方が正確にも行きますし、また経費の点から見ても、安く行く場合が多いのではないかと考えるのでございします。従つて要するに一里四方あるいは二里とか、場合によつて多少違いがあるかもしれませんが、大體その見当のところが境目ではないかと実は私考えております。これは単に技術的に申し上げただけでございします。

○池田(肇)委員 そういたしますと、私考えますに、今後農地改良法に基きまして各所に農地改良組合ができ、そしてその地域の耕地整理をやるといふ場合には、公共測量の方に入るのじやないかと思ひますが、やういふ場合に測量士あるいは測量士補といつたやうなものが、現実のやういふ測量をやりたいといふものの需要に應じ得るかどうかといふ問題について御説明願ひたいと思ひます。

○武藤(勝)政府委員 御答弁申し上げます。これは私の推定でございします。私の見てゐるところでは、どの程度の大規模の測量を御計画なさつていかはつきりわかりませんから、しつかりしたことはむろん申し上げられませんが、全國的に相当大規模におやりになるとしますと、現在の技術者だけでやられることは困難ではないかと思ふのでございしますが、もし大規模にやる必要があると思ふので、まず人をつくる必要があり、それは思ふのでございします。これは特別な教育機関なり講習なりをいたしまして、その基幹となるべき人間をつくり、さらにその人たちがから教を受けて、その下の階級の方をつくるといつたぐあいに、まず教育機関を整備する必要があると考えられます。

○池田(肇)委員 そういふ人をつくる場合、やはり建設省が中心になつてつくることになりませんか。

○武藤(勝)政府委員 お答え申し上げます。それは必ずしも建設省が中心になる必要はないと思ひます。要するに同じやうな効果があり、目的とするところが達せられれば、どこでおやりになつてもけつこうじやないかと思ひ、これは私個人の考えであります。

○池田(肇)委員 建設次官にお伺ひいたしますが、今後建設省の仕事はますます多くなる見通しがある。これは測量法一つ見ても、相当建設省の方の仕事が多くなるのじやないか。農地改良法一つ見てもさうなのです。やういふ点から考えますと、現在の定員法、設置法といつたやうな、今本議院にかかつておりますあの法律は、非常に矛盾に富んでいて私は思ふのですが、その点いかがでございしましょうか。これは端的に御答弁なさつていただきたいと思ひます。

○内海政府委員 建設省の官制は、建設省の設置法を提案いたしましたときに建設大臣から説明もいたしましたこと、またたつて現在の建設省の機構をもつては、委員各位の要望に答へることができない。よつて今後におきましては行政審議会といつたやうなものをつくりまして、委員各位の要望せられるところの、あるいは公共事業なり何なりといふやうな規模の大なるものををつつて、公共のために盡したいといふ考えは持つております。

〔松井委員長代理退席、委員長着席〕
○池田(肇)委員 今公共事業省として間口を廣げるのもけつこうであり、もちろん賛成ですけれども、建設法が出て、このための役人も必要だ、屋外廣告物法案が出て、これは地方の條例で行くのですけれども、これの役人もまた必要なんです。また測量法案が出、片方で農地改良法が出る。そして測量士をつつて、そして建設大臣がその測量に対する認可を與えるといふことになりまして、建設省の仕事は実にふえて来る。實際それが見通されては多過ぎるから、こいつを首にしなればならぬといふ。どうもこのところ

ろがはつきりしない。この点にはなほ矛盾に富んでおると思ふ。それから高級官僚といふのは、大分づつ／＼しているのがあるかもしれないけれども、今度各法案に出ております審議会が、やういふ人たちの隠居仕事にあてはまるのじやないかと私は考えるのであります。測量審議会は二十人以上の委員で組織するといふやうになつておりますけれども、技術に關し學識経験ある者、こればかりではありせんけれども、こゝういふところにも役人の古手の隠居仕事がある。従つて高級役人は首切られても、こゝういふ審議会がありますから、どこでも飯を食つて行けますけれども、下級官吏はみなどん／＼首切られてしまつて、退職手当ももらえないで路頭に迷つていふやうなことになる。ところが現実にはい／＼な法律がますます複雑多岐になつて参りまして、役人の仕事を多くなるといふことは、はなはだ矛盾に富んでいゝといふふうに私は考へるのであります。それで審議会といふものがこゝういふものによつてきめられておりますけれども、現実に測量を日本のどの部分で実施するかといふやうな計画をやる場合に、予算は少いし、それを實施する人間は少いし、結局一般の日本の多くの人たちが、こゝをやつてもらいたいといふやうな所はやらないで、實際は別な所へ大半の勢力がそがれてしまつていふやうな結果になるのじやないか。たとえば今後占領軍から命ぜられる測量の仕事といふやうなものも相当多くなる。現実においても相当多いのであります。その余力を人民の要求する測量の方へ傾けて行くといふよ

うなことができるかどうか、この点についてひとつ質問したいと思うのであります。

○内海政府委員 御指摘の建設省におきまして、この地理調査所に関する限り、むしろ拡大するとも縮小はしてありません。そうして人員の点におきまして、漸を遂げて公共団体その他の要求も満たすべく、それ、積極性を持つた計画を進めておるような次第であります。

○池田(兼)委員 建設省の特にこの測量に関しては、一方に傾くために他の方を顧みることがないという御答弁であり、絶対にやらないという御答弁でありました。この測量審議会のうちに、関係各行政機関の職員及び技術に關し、組織的ある者のうちから、建設大臣が命ずるということになっておりますけれども、この中へやはり測量を希望する者、測量によつて利害關係を有する者、すなわち國民の代表者といふようなものを、どうしてもここに加えていただきたまはして、測量審議会が一方にたたよる測量ばかりをやつていかないやうにしたい。これをお願いする次第でありますけれども、この点御意見はいかがでありますか。

○濫江政府委員 お話の測量審議会の構成であります。測量審議会の構成員といたしましては、関係行政機関の職員、それから技術に關する学識経験者といふ者の中から任命することになつておりますが、お話になりましたやうに、この法案の意圖しております重点が、公共測量を大體考へておりますので、そういうたよる点から測量を希望するといふのは、やはり行政機

関なり公共団体なりといつたやうなものが主體になるわけでありまして、そういうたよる点から参りまして、この委員の構成といたしまして、関係各行政機関の職員を一應考へておりますので、御趣旨に沿うやうな線で、大體行政機関の中の測量を希望する関係者を委員に持つて来るという建前を取入れる仕組になつておるので、御趣旨の点は大体その線に沿うことになりはしないかといふふうに考へます。

○池田(兼)委員 関係各行政機関といふのは、大體どういふところを御予定になつておりますか。

○濫江政府委員 これは建設省はもちろんでございしますが、農林省、運輸省、通商産業省、文部省、大藏省、經濟安定本部、公共団体、こいつたやうな範圍を大體考へております。

○瀬戸山委員 これは直接内容に觸れるわけではございませんが、一点だけ、政府においてさやうなことは考へておられるかどうかお尋ねしてみたいと思ひます。実はことは主として農林省に關係しておるかもしれませんが、関連してありますので確めるのであります。全國の農耕地を測量されることを考へられたことがあるかどうかといふ点であります。御承知の通り、食糧の供出についてはきわめて困難なる事態があります。またきわめて不正確なる状況になつております。それはすべての行政面にあるわけでありまして、けれども、供出したしまして、さやうな複雑になつていふやうな問題が起ります。これは、日本の農耕地の統計がきわめて不完全であるといふのが根本の原因であると思ひます。と申しますのは、各農耕地の地籍といふもの

が、耕地整理でもしましたところは明確でありますけれども、大部分は非常に不明確になつておる。これが根本の理由でありますので、これを実測いたして、完全なる基礎によつてやることになりまして、摩滅も少しいし、日本の食糧の生産量といふものは、きわめて明白になつて来るのであります。もちろんこの点につきましては、利害の相反するところがありますので、多少の異論もあるものでありますけれども、眞剣に政治をするといふことになりすれば、さやうな手段をとらなければ、完全なる食糧の把握、さらにまた公平なる食糧の供出は不可能であります。そこでGIQあたりでもこの点について重大なる關心を持つたといふことを私は聞いておるのであります。が、政府においてさやうな計画を持つておられるか。もしはさやうなことにつきまして計画まで行かなくても、考慮されたことがあるかどうかといふことをお尋ねするわけでありまして、

○内海政府委員 提案いたしました測量法の提案の理由は、測量技術の基準といふところ、重点を置いて立法したのであります。御指摘のごとき農耕地の不正確な点について何か意圖することがなかつたかといふお問ひのようでありましたが、この問題につきましては、農林省はこやういふ問題において何か考へておるかもしれませんが、建設省といたしましては考慮はいたしませんでした。

○瀬戸山委員 もちろんこの法案はそれらの点を問題にしておりませんので、ただ関連してありますから、政府においてさやうな話題に上つたことがあるかといふ点だけあります。さやうな点はありませんか。

○濫江政府委員 測量に關連いたしまして、今の食糧の供出を、一應科学的な基礎において公平を期するといふことは、たれしも考へることでありまして、実はその点について安定本部なり農林省等から、農地の調査に關する計画、あるいはそれに関連する法案を提出いたしたいといふやうな議があつたやうに聞いております。しかしこれはあくまでも農林省なり經濟安定本部の計画によることであります。現在の段階では、ただこの測量法との関連におきましては、さやういふものが実施される場合に、その裏づけとなる測量なり測量技術を正確な、さらに改善されたものに持つて行くといふことがこの法案のねらいでございまして、農地の調査をする計画自体につきましては、ただいま申し上げた程度の話合ひが現在あるといふ程度でございまして、その実行の問題については、まだはつきりしたことはわかつておりません。

○濫江政府委員 提案いたしました測量法の提案の理由は、測量技術の基準といふところ、重点を置いて立法したのであります。御指摘のごとき農耕地の不正確な点について何か意圖することがなかつたかといふお問ひのようでありましたが、この問題につきましては、農林省はこやういふ問題において何か考へておるかもしれませんが、建設省といたしましては考慮はいたしませんでした。

○瀬戸山委員 もちろんこの法案はそれらの点を問題にしておりませんので、ただ関連してありますから、政府においてさやうな話題に上つたことがあるかといふ点だけあります。さやうな点はありませんか。

○濫江政府委員 測量に關連いたしまして、今の食糧の供出を、一應科学的な基礎において公平を期するといふことは、たれしも考へることでありまして、実はその点について安定本部なり農林省等から、農地の調査に關する計画、あるいはそれに関連する法案を提出いたしたいといふやうな議があつたやうに聞いております。しかしこれはあくまでも農林省なり經濟安定本部の計画によることであります。現在の段階では、ただこの測量法との関連におきましては、さやういふものが実施される場合に、その裏づけとなる測量なり測量技術を正確な、さらに改善されたものに持つて行くといふことがこの法案のねらいでございまして、農地の調査をする計画自体につきましては、ただいま申し上げた程度の話合ひが現在あるといふ程度でございまして、その実行の問題については、まだはつきりしたことはわかつておりません。

り拂つて初めて五百メートル程度のこの道路延長をするならば、大体合法的にできるかもしれないけれども、どなたが調査いたしましたか、合法的に見ることはできない。そこでこの二十二年に都市計画の計画を立てられたことについては、戦災後地元の商店に關係ある方々の代表の方々と当局で、重ねの相談をして、一應現在のままできまつておいたのでございます。そこで店舗を持つた十数軒の多数の人たちは、当局の了解を得て、苦しい経済から小さな店を建て、今日血の出るような思いをして、辛うじて店ができ上つた状態で、そこでたま／＼先刻申し上げたごとく、反対の設計をして、どうしてもこれを取り除いて、この拡張をするというようにことを当局が言明されたというのを聞いたのでありますけれども、断じてこれらの問題にわれ／＼この商店の者は承服することはできません。現在の東京の経済情勢を見ましても、二億五千万円のいわゆる経済によつて、あの三十間堀を金にかえなければ、あらゆる道路、橋梁、製作拡張費は出せぬというような経済に行き詰つた状態である。これらも多数の者は何かと調査をして聞いておる状態でございますから、現街路に対しては、当局におかれまして実情を御調査の上、ぜひとも前計画通り都市計画を行なわれますことを要望いたしました。諸願に及んだ次第であります。何とぞ詳細御調査の上、ぜひ御探折あらんことを希望するものでございす。

○淺利委員長 これに対して政府当局の説明を伺います。

○落合説明員 本件は板橋町の地先で

昭和二十四年六月十五日印刷

現在進行中の区画整理に伴ひまして、道路を改良しようという計画に對しての諸願でございますが、ただいま御指摘の通り、この路線は、当初計画しておりました拡張区域に、コンクリートの堅牢な建物があり、ます關係から、路線を変更しようというふうな東京におきまして、計画を審議して実地に移そうとしておるのでございす。すがこれはただいまの御趣旨のよう、路線を変更しますと、多数の商店街をさらに移転させなければいけぬというふうな派生的な問題が起りますので、御趣旨非常にこともつともでありますので、建設省の方から実情をよく調査いたしまして、ただいまの御趣旨の点を十分に都当局にも傳へまして、また監督官廳の立場としまして、実情を調査いたしました上で、善処して参りたいと思ひます。

○淺利委員長 次に日程第七九、吳市周辺の各河川砂防工事施行の諸願、宮原幸三郎君紹介、文書表第四七九号、及び日程第八〇、吳市の戦災復興事業費國庫補助増額の諸願、宮原幸三郎君紹介、文書表第四八五号を一括議題に供します。紹介議員の説明を求めます。宮原幸三郎君。

○宮原委員 まず日程第七九について、御説明申し上げます。

吳市周辺の各河川は、太平洋戦争中、吳市が海軍の最大拠点でありました余波を受けまして、当時の海軍当局は、あるいは松根油の採取のために、そのほか各種軍用資材の獲得のために、当時御承知の通り、國をあげて危急存亡のときでありましたので、戦後のことは考へないともなく、軍当局の方針が、結局吳市周辺における極端な濫伐奨励の結果と相なつたという特殊事情もあります。こういうような事情も、他の地方に見られざるものであります。その結果として吳市周辺の河川は、まづたく極端に荒廢したのであります。昭和二十年の水害のはげしさにつきましては、他の機会にすでに説明いたしましたから、省きいたしますけれども、まことにその惨害は、他の地方に類例を見ないもので、人命を失ふこと二千、市内の四十八河川は無惨なる荒廢を重ねたのであります。これは復旧のためには、もとよりあの貧弱なる吳市のこれをなし得るところでもありませんけれども、それだけでなく、大体砂防は地方自治体にまかせず、國または縣の経営ということになつておるのでありますから、この提出になつておりますところの諸願書の趣旨によりまして、特に建設省關係を中心として、政府においてこの工事の施行上格段な便宜の御供與と助成をお願いしたいという趣旨であります。詳細なことは、この諸願書に盡されておりますから、ここでは繰返しません。特に御探折をお願い申し上げます。

次に日程八〇の、吳市の戦災復興事業費國庫補助増額の件につきましては、これは前回すでに日程一二に出ておりますところの吳市の復興土地区画整理事業費國庫補助増額の諸願と大体大同小異でありますから、詳しい説明は省きます。すなわち、この吳市復興という問題は、軍港都市に共通の問題で、皆さんのお察しください。通じ、同じ軍港と言つても、師團の所在地とか、その他の軍事施設の置かれた軍港と、そのほか、皆それと相当な基盤がありまして、相当な城下町とか、相當の市街地に師團その他の施設が置かれたというのが他の例であります。軍港地に限りまして、天然

自然の港灣の良港であるということを中心として、軍事施設が置かれたという建前になつておるために、吳市もその一つとして、知るや知らずの一漁村という意味で昔からたわれておりました。まことに貧弱な漁村に、あの東洋一と言われておりました軍港施設がなされたのであります。その海軍工廠なり、その他海軍の施設が、太平洋戦争のために、今や敗戦の結果一挙にくつがえつてしまつた現在の吳市といふものは、まことに財源において、復興力においても特に微力であります。そこで、この復興の補助につきましては、超重點的に、建設当局なりまた關係政府の特別の御助成をお願いしたい、こういう意味での諸願であります。その意味におきまして、ぜひとも御探折の上、補助の徹底いたしますよう、お願い申し上げます。

○淺利委員長 これに対して政府当局の意見を伺います。

○伊藤説明員 吳市付近の河川砂防の問題についてお答え申し上げます。吳市内の各河川の砂防工事は、早くからその必要性を認めまして、昭和十四年度に着手し、それから昭和二十年の災害以來、工事の拡張をはかつたのであります。砂防予算が少かつたために、昭和二十三年度までは十九河川に對して約一千二百四十万円を支出したのにすぎませんでした。特に上流地帯の砂防工事はまだ緒についていないような現状で、まことに遺憾に存するわけであります。昭和二十三年度と、さらに本年三月調査の結果、その計画を総合してみますと、今後なお五箇年計画を要します。約四億三千六百万円を要します。できるだけ今後砂防予算の増額に努めまして、計画の予算化に努力いたして参りたいと存じております。

○淺利委員長 第八〇については、関係政府委員が見えておりませんから、これを保留しておきます。

○江崎委員 本委員会に付託になつた残余の諸願並びに今後本委員会に付託になります諸願につきましては、特にこの際諸願小委員会を設置せられまして、これに審査を付託せられたいと思ひます。

なお、小委員会の人数は十名とし、委員の氏名及び小委員長は、委員長において御指名を願ひます。

○淺利委員長 ただいまの江崎委員の動議に御異議ございませんか。

○淺利委員長 御異議ないものと認めさせていただきます。

○淺利委員長 御異議ないものと認めさせていただきます。

松井 豊吉君 江崎 眞澄君
鈴木 仙八君 内藤 隆君
田中 角榮君 村瀬 宣親君
天野 久君 上林 市郎君
池田 峯男君 篠森 順造君

以上十名の方にお願ひいたします。なお小委員長は、松井豊吉君にお願ひいたしたいと思ひます。(拍手)

○淺利委員長 次に閉会中審査の件について、應お諮りいたしておきます。これは閉会中審査事件について議長の承認を得まして、各地方の実地視察を行い、調査いたしたいと思ひますが、本件については次会に決定することとし、視察の場所その他のことにつきましては、理事に御一任願つて、その結果によつて決定いたしたいと思ひますが、いかがでありますようか。

○淺利委員長 是はさうと承知いたします。

○淺利委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時から開会いたします。午後三時三十分散会

衆議院事務局 印刷者 印刷局